

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	高架の工作物内に設ける建築物等の高さに対する制限（絶対高さ、斜線、日影）の適用除外の認定	
根拠法令・条項	建築基準法第57条第1項	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	当該認定に係る高架の工作物については、高架の線路や道路等が想定されるが、規模、位置等が個々に異なるため、法で規定する以上の審査基準を設定することは困難である。	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	認定については30日を原則とする。